

第11回滋賀県景観審議会広域的景観形成検討専門部会 議事概要

●日時：平成29年7月21日（金曜日） 14:00～16:00

●場所：滋賀県大津合同庁舎6階 6-A会議室

●内容：〔議事〕

（1）内陸部に及ぶ広域的景観形成に向けた課題検討について【諮問事項】

〔報告〕

・太陽光発電設備等の取扱いについて

●出席委員：青山香菜委員、川崎雅史委員（部会長）、神吉紀世子委員（部会長代理）、佐伯祐二委員、外園光江委員、福谷晃委員
（7名中6名出席）（50音順）

●議事に関する意見および質問ならびに事務局回答要旨：

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

【質疑応答】

〔議事〕（1）内陸部に及ぶ広域的景観形成に向けた課題検討について【諮問事項】

- 説明の中で前半では、対象区域は「用途地域を除く」としているのに対し、後半では用途地域を含めて検討するとしているのはなぜか。
- ◆ 現在の景観影響調査の制度設計としては、用途地域は除いている。今回の検討にあたり、調査対象である半径5km圏内に用途地域が存在する場合もあるため、どういう建築物が建ってきているのか、どういう建築物が建つ可能性があるのかということを検討していこうと考えている。
- 高さに対し、見かけの面積については「形態」として扱うのか。
- 見かけの面積などの色彩、形態、その他の意匠については市町村で取り扱う中近景では対象となるが遠景の場合気にならない。このため、前回の第12期景観審議会において、色彩、形態、その他の意匠までは踏む込まずに決めた経緯がある。
- 確認申請による過去10年の案件を見るというのでは、「たまたまその期間に生じた話」でしかなく、それが全てを網羅しているわけではないため、都市計画の中で高度地区がどれだけ設定されているかといった、何が起こりうるかということを検討したほうが良いのでは。
- これは市町村が決めている方向性ではあるが、高度地区を設定している中には「○

○メートル以上」という形で設定されているところが多く、景観による規制とは考え方が異なる。しかし、その新しい考え方で景観上規制していくべきということになれば、高度規制の考え方の中にフィードバックしていく必要があると考えられるため、高度規制の現状をしっかりと調べた上で、現在の面的な規制が良好な景観の形成に資するものであることを確認することも含めて検討すべき。

- 「カシミール」によってシミュレーションした結果の例を見ると、上限が三十何 m とか、六十何 m、九十何 m といったオーダーになっている。都市開発の進んでいる地域の近くに視点場が想定されているのでなければ意味がないのでは。
- ◆ 今回は「唐崎神社から眺める、琵琶湖と浮御堂・対岸の三上山」を例にあげさせていただいたが、視点場から対岸が近い場合であれば上限が 10 m 程度となり、木造の 2 階建て、3 階建てが建てられなくなってしまうというところもある。
- 上限が 10 m 程度になるというのは、現状が悪いのではなく、規制がきつ過ぎること。今日の説明は高いものが建たないよという規制を見ていかないと対岸から見て大きいものができるのではないかとこの心配から湖岸から内陸へ範囲を延ばしていこうという筋の話。ならば、一つずつチェックするより、高さ規制の現状を見ることができれば、その範囲内で開発される限りは問題にならないということが分かるのでは。
- 確認するが、用途地域を除くということは、都市計画区域外の無指定は関係ないのか。
- ◆ 無指定は対象にはなっている。ただし、現在のところ高さの規制はない。
- その点については、あくまでも市町村の仕事になるが県として何かないのか。
- ◆ まず、現在どういう建物が建ってきているのか、本当に景観を阻害するような建物が建ってきているのかどうかというのをここ 10 年で拾ってみようとしている。というのは、既存宅地制度というのが県内で弊害を起しているという問題がある。湖岸にできて目立つ建物はだいたい既存宅地制度で建った建物であり、その制度は経過措置が 5 年で切れたため、それ以降の動向を拾えばある程度の動向が見えてくると考えて過去 10 年間のデータを拾ったところ。ただ、具体的にどこにというところまでは分析できていない。
- その作業は行うべきだが、既存宅地の弊害がそんなに大きいなら、既存宅地が弊害を起している場所やその弊害の度合いを見るべきであって、自治体の関係において優先順位を下げるべきではない。「主要な眺望景観」に優先順位をつけるのであれば、「主要な眺望景観」を守るにあたって、その景観にそぐわない開発が起りうる可能性の高い場所を探さなければ将来に禍根を残すことになるのでは。
- 今回、色々な問題を洗い出すということで、事務局もファーストステップであり、市町村も色々な問題を抱えていると思う。法規制の現状を調べることでだいぶ効率化できるところがあるかもしれない。
- ◆ 事前レクの際に、委員から都市計画上の法規制と農振の関係もきっちり見ておくように聞いているので、現在調べ始めている。
- 法規制の現状を調べるというのは、都市計画図上に扇形の調査対象範囲を乗せとい

うことをくまなくやっていくということか。既存宅地の影響はどのような手法で確認するのか。

- ◆ 既存宅地については、既に建物が建っていないと意味がないため、現在問題となる建物が建っていなければ無視できると考えている。

- 以前、第12期の景観審議会ではレベルで段階付けをしていたと記憶している。現在レベル2-1の段階(景観法施行以前に滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」において指定していた「琵琶湖景観形成地域」のうち用途地域以外の地域において、景観影響調査を行う場合は他市町からの視点場も想定し、色彩・形態・緑化基準を制定する)だったか。
- ◆ レベル2-1を目指して合意した。レベル2-1に達した市もあれば、それに向かって動いている市もある。
- レベル2-2(レベル2-1に加え、色彩・形態・緑化基準を県全域に制定する)というのがあった。これはどうなっていたか。
- ◆ レベル2-2も次のステップにあたる。レベル2-2やその先の広域的景観形成に向けた課題検討をしていくということが宿題になっており、課題検討の対象に用途地域も含めるということになっているので、今回の検討にあたり、一つ一つの景観を丁寧に見ていこうと考えている。
- 今回、レベル3に向けての議論をしているということか。見通しとして、市町村によっては厳しいところ、場合によっては商業地域がかかっている景観により高さが20mくらいしか建たないとすると、嫌がる市町村、逆におおらかな市町村も様々かと思う。そんな中、レベル3に移行していこうと提案しても全員一致でないといけないのか。例えば、この市は規制をかけるけれども、この市はかけないというような着地点はありうるのか。
- ◆ 今は景観行政団体協議会の中ではまずどういう課題があるのかを調べるところまでしか合意できておらず、今年度かけてどういう課題があるか整理する形にしかかかっていない。その課題整理の結果、どういう意見が出てくるのかは分からない。
- 最初のステップなので今後も議論を継続していくということか。
- ◆ そのとおり。一度検討を行い、次の広域部会の際に整理できたところまでの資料をお見せして、いくつかの景でこんな状況だったということは説明させていただきたい。その結果については景観行政団体にも示す予定であり、その際各景観行政団体の意向も分かるのではと考えている。

- 資料に写真を付けてあるが、琵琶湖の対岸の景観は季節によって見え方が全然違ってくる。スケジュール上無理があるかもしれないが、なるべくクリアに見える冬くらいに撮影していただけると。
- ◆ これから机上で作業を進めていき、問題があれば現地を見に行くとか、委員にも見に行っていていただいているということも考えている。全箇所を見に行くことはできないため、シミュレーション等の結果必要なものについて、もう一度写真を撮ることもやっていきたい。どこまで作業が進められるかによるが、今期中に作業を全て終わらせるようなスケジュールで進めたい。

〔報告〕（２）太陽光発電設備等の取扱いについて【報告事項】

- 高さ13mというのは、直置きのものであればどこから測るのか。
- ◆ 地盤面からとしている。
- 斜面に設置されるケースが多く出てくると思うが、地盤面とはどこを言うのか。
- ◆ 現在、太陽光発電設備等についての詳細はないが、建築物であれば、地盤面に差がある場合は平均地盤面からの高さを採用するという形でガイドラインは記載している。
- 傾斜が急な土地のほうが目立つし、そのような場所の平均地盤面を事実上どこに取るかというのはグレーなところがあるが。
- ◆ 景観行政団体の中でも話があった。今のモデルそのものが琵琶湖の周辺のものであり、琵琶湖の周辺にも傾斜はあるが、北部のほうへ行くと自然公園法の規制がかかっているため、問題はない。また、各市町においては、他の工作物と同様に取り扱うことになり、例えば大規模な污水处理場のような面的なものも平均地盤面をどのように取るかということを決められるので、それに準ずる形になる。
- 今から太陽光発電設備を造って赤字にならないような事業を考えられる場合、ローコストでされるケースが多いと思われる。逆にコストの問題で実現しないケースもあるかとは思いますが、慌てて届出を出す事例もある。湖岸なのでだいたい目途はついているだろうが、気を付けておいたほうが良いかと思う。

以上